

お亡くなりになった場合の歯科技工士に関する手続き一覧（歯科技工士法関連）

● すべての方				
手続き	連絡先	必要なもの	根拠法 (歯科技工士法)	摘要
歯科技工士免許 (名簿) 登録抹消申請	歯科医療振興財団 (TEL03-3262-3381)	(1) 名簿登録抹消申請書	施行令 4条2項	
		(2) 戸籍抄(謄)本、死亡診断書、死体検案書、失踪宣告書等の該当するもの(外国人登録者は市区町村長の発行する閉鎖証明書)		
		(3) 歯科技工士免許証		
		(4) 提出期限(30日以内)を過ぎている時は、別紙遅延理由書		

● 個人事業主あるいは法人の代表※であった場合（※法人で手続き可能な者は法人所属者）					
対象者	手続き内容	手続き先	根拠法 (歯科技工士法)	罰則	
個人事業主	後継者がおらず廃業される場合	所轄保健所	21条2項	30万円以下の罰金	
	後継者がおられて事業を継続される場合		歯科技工所廃止手続き		21条1項、 2項
			後継者による開設者としての歯科技工所開設届 業務に従事する者の氏名抹消		
法人代表	後継者がおらず廃業される場合	歯科技工所廃止手続き	21条2項		
	後継者がおられて事業を継続されかつ管理者であった場合	代表者の変更手続き 管理者の変更手続き 業務に従事する者の氏名抹消	21条1項、 22条		
		後継者がおられて事業を継続されかつ管理者でない場合	代表者の変更手続き 業務に従事する者の氏名抹消		21条1項

注) 法人を廃業されるには、会社法で定める解散・清算手続きを行う必要もあります。(所管法務局)

● 勤務者であった場合（手続きする者は開設者）				
勤務者	管理者であった場合	管理者変更届	所轄保健所	同上
		業務に従事する者の氏名抹消		
	管理者でなかった場合	業務に従事する者の氏名抹消		